

著作物等の保護と利用・流通に関する小委員会

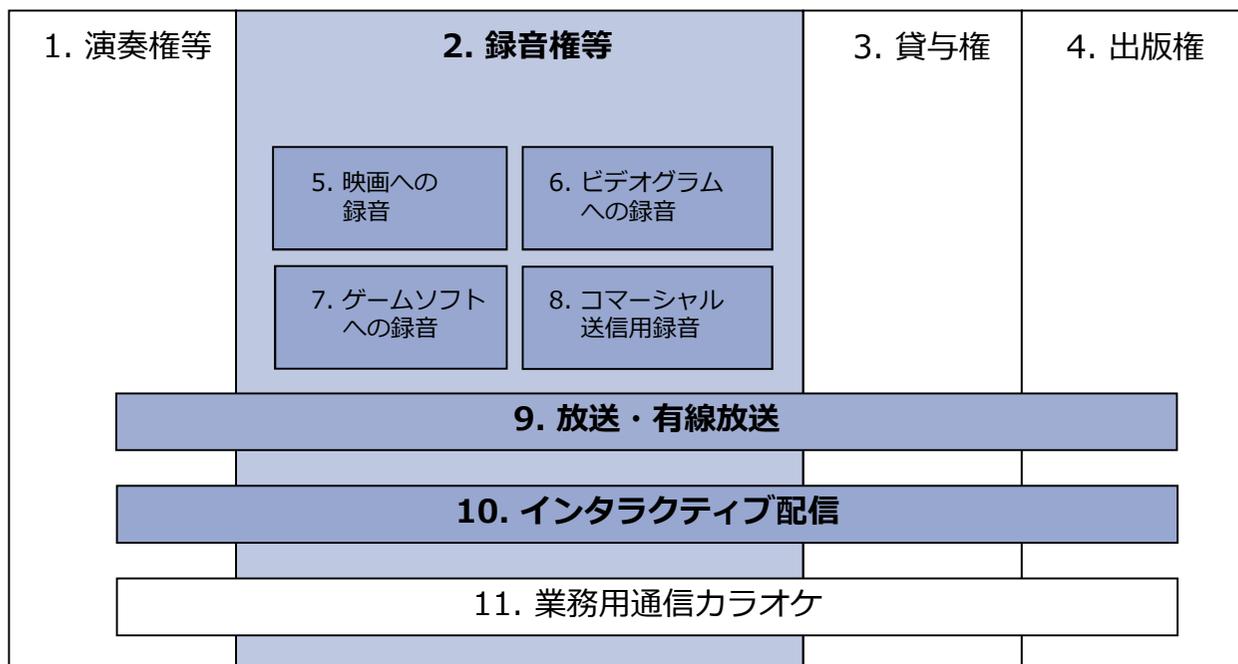
～クリエイターへの適切な対価還元について～

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
代表取締役 荒川祐二

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス



- 設 立 : 2000年12月
- 資 本 金 : 179,010,000円
- 主 要 株 主 : エイベックス・ミュージック・パブリッシング (株) / (株) フェイス (株) JRCホールディングス
- 役 員 : 代表取締役 荒川 祐二
取締役 大石 正弘
取締役 高橋 信彦



株式会社イーライセンス



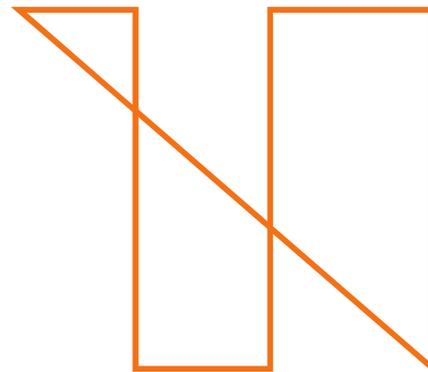
- 設 立 : 2000年12月
- 資 本 金 : 424,000,000円
- 主 要 株 主 : エイベックス・ミュージック・パブリッシング (株) / 三野 明洋 他
- 役 員 : 代表取締役会長 三野 明洋
代表取締役社長 阿南 雅浩
常務取締役 名越 禎二
取締役 伊藤 圭介
取締役 猪熊 宏志





2016年 2月1日 合併～事業統合

株式会社Nextone 設立



Nextone

株式会社NexTone (ネクストーン)



- 資本金 : 603,010,000円
- 主要株主 : エイベックス・ミュージック・パブリッシング (株) / (株) フェイス 他
- 役員 : 取締役会長 三野 明洋
代表取締役CEO 阿南 雅浩
代表取締役COO 荒川 祐二
取締役 名越 禎二
取締役 (非常勤) 竹内 成和
取締役 (非常勤) 高橋 信彦

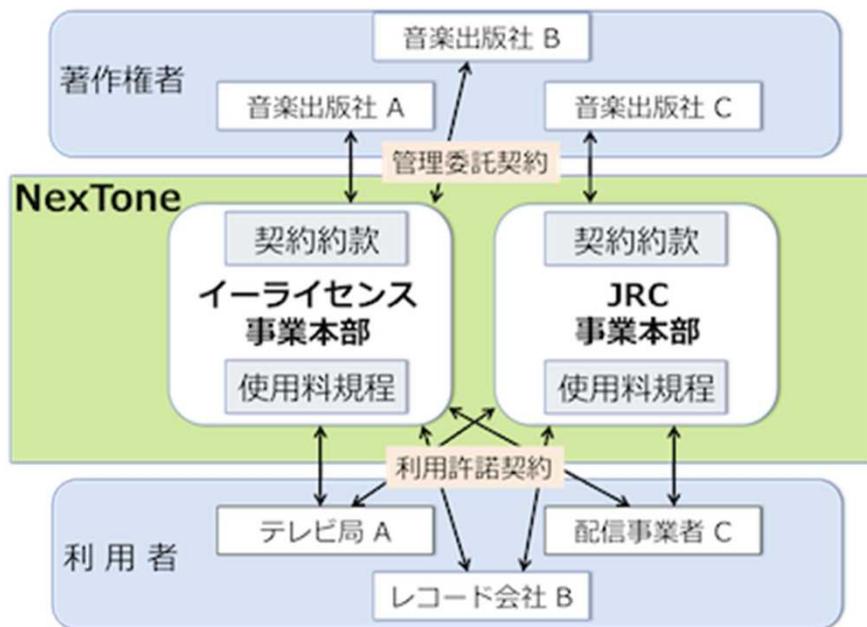


完全統合に向けて

2016/2月

二事業本部制

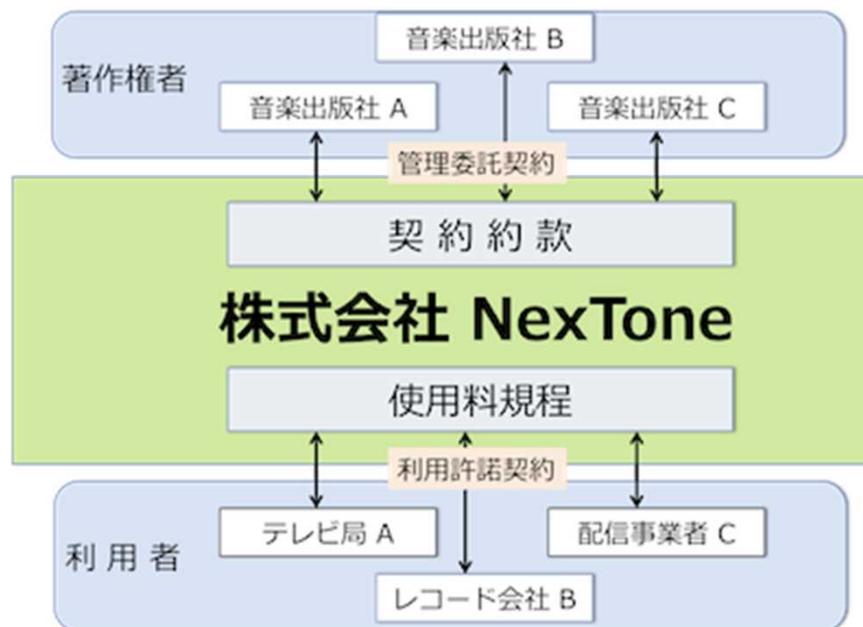
旧イーライセンス、旧JRC、それぞれの現行使用料規程／委託契約約款についてはいずれも変更せず運営。



2017/4月

完全統合

各利用者代表などへの意見聴取などを経て、NexToneとしての規程・約款を定め、2017年4月からは完全統合して運営。



JRC使用料規程

※第9条 2項 (1) ダウンロード形式による配信利用の場合

著作権保護技術の設定条件	秒数制限	使用料単価
① 著作物の転送不可 } (※1) 著作物の複製不可 } 日数制限：30 日間を超える制限、又は無し	無し	a 販売単価(税抜)の7.5%もしくは7.5円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の7.5%もしくは7.5円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり7.5円。
② 著作物の転送不可 } (※1) 著作物の複製不可 } 日数制限：30 日間を超える制限、又は無し	45 秒以内の断片的使用	a 販売単価(税抜)の6%もしくは5円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の6%もしくは5円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり5円。
③ 著作物の転送不可 } (※2) 著作物の複製不可 } 日数制限：30 日間以内 (※3)	無し	a 販売単価(税抜)の5%もしくは5円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の5%もしくは5円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり5円。
④ 著作物の転送不可 } (※4) 著作物の複製不可 } 日数制限：7 日間以内 (※3)	無し	a 販売単価(税抜)の4%もしくは4円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の4%もしくは4円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり4円。
⑤ 著作物の転送 10 回まで可 著作物の複製 10 回まで可 日数制限：無し (※5)	無し	a 販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり9円。
⑥ 著作物の転送可 著作物の複製可 日数制限：無し	無し	a 販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり20円。

a: 著作物 1 曲の 1 回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
 b: 複数の著作物の 1 回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
 c: 著作物のダウンロード配信について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物 1 曲の 1 回のダウンロード配信の税抜価格を計算することができない場合。

使用料規程に定めのある著作権使用料率は、私的複製の保障などを念頭に置いて設定されたものではない。
 (プライシングインではない)

私的複製に関する考え方

- ・私的複製に関するクリエイターへの適切な対価還元については確実な対応・措置が必要。
- ・現行制度については形骸化してしまっていると認識、それに変わる何らかの対応策が不可欠である。

制度設計に向けて

- ・音楽聴取方法の変化…所有から利用へという流れが今後も加速することは間違いない。
- ・今後どのようなサービス／音楽聴取方法の変化が起こるかは過去の例からも予断を許さず、再びなんらかの形で私的複製が主流になる可能性も拭い切れない。
- ・そのような現状と課題を関係者間で共有しながら、時代に即した制度設計に向けた前向きな議論を期待したい。